

# 台湾における専利法に基づく優先権 主張の手續（国際優先権<sup>\*1</sup> および国内優先権）



理律法律事務所  
Lee and Li, Attorneys-at-Law

歐 姿漣  
弁理士  
シニア顧問

理律法律事務所は台湾最大の総合法律事務所として、創立以来 50 数年間、「關懷」(Care)、「服務」(Serve)、「卓越」(Excel) を価値の核心に据えて歩んできた。歐弁理士は日本の大手企業を代理し、化学工学、化学、半導体、液晶材料、医薬および製造プロセスに関する特許案件の出願、調査、有効性分析、侵害鑑定、紛争処理および特許訴訟の経験が豊富である。2003 年から理律法律事務所に勤務し、現在シニア顧問として活躍している。

\*1: パリ条約に基づく優先権（台湾専利審査基準 第 2 篇 第 5 章）

## ■ 概要

台湾において専利法（日本における特許法、実用新案法および意匠法に相当）に基づき優先権を主張しようとする者は、出願と同時に、優先権主張の申告をし、優先権の基礎となる出願を受理した国、出願日および出願番号を願書に記載しなければならない。また、最先の優先日から 16 か月以内（意匠の場合は 10 か月以内）に優先権証明書を提出しなければならない。願書において申告をせず、または期限内に優先権証明書を提出しなかった場合は、優先権を主張しなかったものと見なされる。

## ■ 詳細および留意点

台湾における特許、実用新案および意匠の優先権主張の手續面に関する法令および出願実務について、以下にまとめて紹介する。

1. 優先権主張の種類：国際優先権主張および国内優先権主張
2. 優先権主張の費用：政府手数料なし
3. 優先権主張を伴う出願ができる期間の起算日：最初の出願の出願日の翌日（複数の優先権を主張する場合、最先の出願の出願日の翌日）

## 4. 優先権主張を伴う出願ができる法定期間：

	法定期間	
	国際優先権	国内優先権
特許	12 か月	12 か月
実用新案	12 か月	12 か月
意匠	6 か月	(主張不可)

## ★留意点：

- (1) 意匠登録出願は、国内優先権を主張できず、先願を後願の国内優先権の基礎とすることもできない。
- (2) 優先権の基礎となる外国出願または優先権を主張しようとする台湾出願のいずれかが意匠である場合、優先権主張を伴う出願ができる期間は 6 か月間となる。
- (3) 出願の際に、優先権基礎出願および優先権を主張しようとする台湾出願がいずれも特許出願または実用新案登録出願であっても、出願後、意匠登録出願に出願変更した場合、その優先権主張を伴う出願ができる期間は 6 か月間となる。よって、出願の変更に伴い、優先権主張ができる期間が短縮されたことにより上記法定期間を徒過して、優先権主張が認められなくなることはないよう、出願変更を行う前には十分に注意する必要がある。
- (4) 出願日を取得するための要件（特許出願では願書、明細書、特許請求の範囲および必要な図面）が完備していない場合は、補完により完備した日が出願日となる。出願日が補完日に繰り下げられたことで、その優先権を主張できる期間が過ぎた場合は、当該優先権の主張は不受理とされる（台北高等行政裁判所 2006 年度訴字第 03127 号の判決を参照）。以下に出願日が繰り下げられる例を挙げる。

## 例 1：

外国語書面により、ひとまず出願日を取得したが、台湾中国語翻訳文（明細書、請求の範囲、要約書、図面を含めたものを指す。以下同様。）を台湾智慧財産

局（英語「Taiwan Intellectual Property Office」以下、TIPO）指定期限（実務上は出願してから6か月以内）までに補完しなかった場合において、その出願を不受理とする処分が出る前に台湾中国語翻訳文を補完したとき、出願日は台湾中国語翻訳文の補完日に繰り下げられる。

例2：

外国語書面により、ひとまず出願日を取得し、台湾中国語翻訳文をTIPO指定期限（実務上は出願してから6か月以内）までに補完したが、当該補完した台湾中国語翻訳文の内容が外国語書面に開示された内容を超えている場合、出願日は台湾中国語翻訳文の補完日に繰り下げられる。

例3：

出願明細書（外国語書面または台湾中国語翻訳文）に欠落した部分があり、当該欠落した部分は出願の実質的な内容の開示と関係おり、その欠落した部分を補完した場合、出願日は当該補完日に繰り下げられる。（出願明細書の一部の欠落により実質的な内容の開示に影響を与え、それにより特許が付与されないか否かは、実体審査のときに審査される。）

例4：

願書に記載されている出願人に誤りがあり、出願後に正確な出願人に訂正した場合、出願日は出願人が確定した日（補完日）に繰り下げられる。例えば、出願時に記載された出願人が「Aの米国法人」であって、後から、正確な出願人は「Aの日本法人」と主張した場合、出願人の主体が変更されるため、出願日は「Aの日本法人」が出願人として確定した日（補完日）に繰り下げられる。

5. 国際優先権主張にかかる適格性：

A. 出願人：

台湾、WTO加盟国、WTO準加盟国（例えば英領ケイマン諸島、オランダ領アンティル諸島）、互惠国の国民、およびWTO加盟国、WTO準加盟国ま

たは互惠国の領土内において住所または営業所を有する者（準国民）。

B. 優先権基礎出願：

以下の条件のいずれか一つを満たさなければならない。

- ① 台湾、WTO 加盟国、WTO 準加盟国、互惠国における、同一の内容についての最初の出願
- ② 知的財産権保護の条約または協定の規定に基づいて提出した最初の出願であって、かつ WTO 加盟国、WTO 準加盟国、互惠国を指定国とし、その指定国の国内法令により合法的な国内出願と見なされたもの。例えば、特許協力条約（PCT）、欧州特許条約（EPC）またはハーグ協定に基づいて出願したもの。

★留意点：

- (1) 出願人が複数の場合、それぞれの出願人は上記条件の身分規定を満たさなければならない。
  - (2) 親会社と子会社は異なる法人格に属するため、本社は子会社の営業所を本社の営業所として優先権を主張することはできず、逆もまた同様である。
  - (3) 優先権譲渡証書を TIPO に提出する必要はなく、後日、もし優先権基礎出願の出願人と台湾の出願人とが一致せず、紛争が起きた場合は、出願人が自らの法的責任を負う。
  - (4) 米国またはオーストラリアの仮出願は、正式な出願ではないが、優先権主張の基礎とすることができる。
6. 国内優先権主張にかかる適格性：

A. 出願人：

国内優先権を主張する出願（以下、「後願」という）の出願人は、先の出願（以下、「先願」という）の出願人と同一でなければならない。先願が複数の出願人である場合も、完全に一致していなければならない。

B. 優先権基礎出願：

先の特許出願または実用新案登録出願は、次に掲げる①~⑤のいずれかに該

当する場合を除き、国内優先権主張の基礎とすることができる。なお、国内優先権主張の基礎とすることができる出願は、特許出願および実用新案登録出願のみであって、意匠登録出願を国内優先権主張の基礎とすることはできない。

- ① 先願が既に国際優先権または国内優先権を主張している場合。
- ② 先願が出願の分割に係る新たな出願、出願の変更に係る出願である場合。
- ③ 先願が特許出願であって、特許公告または拒絶査定が確定した場合。
- ④ 先願が実用新案登録出願であって、登録公告または拒絶処分が確定した場合。
- ⑤ 先願が放棄もしくは取下げ、または不受理となった場合。

#### 7. 優先権主張の申告事項：

原則として、出願時に、願書に優先権基礎出願の情報（国際優先権の場合は出願日、出願番号および元の受理機構の名称、国内優先権の場合は出願日および出願番号）を記入する。国際優先権の基礎となる出願の出願番号は、出願後に補完することも可能であるが、出願日および元の受理機構の名称を出願時に申告しなかった場合は、優先権を主張しなかったものと見なされる。

##### ★留意点：

- (1) 願書の申告事項の欄に記載することが原則だが、出願と同時に提出した書類（例えば、明細書）の中に既に優先権基礎出願の情報（国際優先権の場合は出願日および元の受理機構の名称、国内優先権の場合は出願日および出願番号）が記載してある場合、または優先権証明書類（または国内優先権の基礎となる出願の写し）を提出した場合も、優先権主張が認められる。
- (2) 複数の優先権を主張する場合は、それぞれの優先権基礎出願についてすべて申告しなければならない。複数の優先権の出願日および元の受理機構の名称がいずれも同じである場合であっても、それぞれの優先権基礎出願の情報を記載すべきであり、全て記載されていない場合は、その記載された項目数に基づいて、何個の優先権を主張したかを認定する。
- (3) 出願時に国際優先権の主張を申告せず、出願後に申告事項を補充または追

加する場合は、国際優先権主張の権利回復の規定に従って手続をしなければならない。

- (4) 国内優先権主張の権利回復を請求することはできないため、出願時に国内優先権の主張の漏れがないよう、十分な注意が必要である。

## 8. 優先権証明書の提出：

### A. 提出期間

最先の優先日から16か月間（意匠の場合は10か月間）である。期間内に提出しなかった場合、優先権を主張しなかったものと見なされる。

#### ★留意点：

- (1) 国内優先権を主張する場合、優先権証明書の提出は不要である。
- (2) 優先権証明書の提出期間は法定の不変期間であり、期間の延長申請ができない（最高行政裁判所2006年判字第680号の判決を参照）。
- (3) 複数の優先権を主張する場合、すべての優先権証明書の提出期限はいずれも最先の優先日から起算する。よって、優先権の取下げまたは追加に伴い、最先の優先日が変更され、すべての優先権証明書の提出期限も変更（特に繰り上げた場合）されたことにより、上記法定期間が過ぎ、優先権主張が認められなくなることはないよう、十分に注意する必要がある。

### B. 提出方式

#### ① 紙媒体の提出

- 優先権基礎出願の元の受理機関が署名し交付した原本でなければならず、公証または認証された写しを原本の代わりとすることはできない。
- 原本の提出が間に合わない場合、法定期間内に原本のカバーページ（出願番号、出願日、受理機関が明記されたもの）の写しをひとまず提出し、その後、そのカバーページの写しと同一書類の原本一通を補完すれば、優先権の主張が認められる。

#### ② 電子的交換（Priority Document Exchange、PDX）

- TIPO/TIPO と優先権基礎出願の元の受理機関との間で、優先権証明書類を電子的に交換している場合は、優先権証明書を提出したものと見なされる。
  - TIPO との間で PDX の利用が可能とされているのは、日本国特許庁（2013年12月2日スタート）および韓国特許庁（2016年1月1日スタート）のみである。以下のお知らせをご参照いただきたい。
  - [日台間優先権書類データの電子的交換に関する作業要点（和訳）](#)
  - [日台間の優先権証明書類の電子的交換（PDX）の手続について](#)
  - [日台優先権証明書類の電子的交換に紙媒体の提出期間の制限は依然として存在](#)
- ③ 電子媒体の提出
- 優先権証明書類が光ディスク（DVD）で発行された場合：  
光ディスクについては、元の受理機関が交付し、かつ、その外観に元の受理機関の公的マークが印刷されているものでなければならず、その後、TIPO が認可して初めて優先権証明書類の正本と見なされる。
  - 優先権証明書類が元の受理機関のウェブサイトで発行された場合：  
元の受理機関が認証した電子データでなければならず（即ち、当該電子データは、受理機関の認証があるページを含まなければならない）、かつ、その電子データから印刷した紙の書類の全文一式を提出するとともに、元の受理機関のウェブサイトよりダウンロードしたことを申告しなければならず、その後、TIPO が認可して初めて優先権証明書類の正本と見なされる。
- ④ 共有申告
- 2 以上の出願において同一の基礎出願の優先権を主張する場合、もし、既にその中の 1 件の出願において優先権証明書の原本を提出した場合、その他の出願においては、原本を再び提出する必要はないが、優先権証明書の全文の写しを提出するとともに、原本がどの出願において提出されたかを明記しなければならない。
- ⑤ TIPO の規定する電子ファイルによる提出

優先権証明書類の電子ファイルの出所が以下に該当し、かつ、当該電子ファイルを提出するとともに当該電子ファイルの内容は正本と一致する旨を申告した場合、優先権証明書の原本を提出する必要はない。

- I) 元の受理機関が発行した優先権証明書類の光ディスク（DVD）の電子ファイル
- II) 元の受理機関がネットワークにより発行した優先権証明書類の電子ファイル
- III) 元の受理機関が発行した紙書類の優先権証明書類を、自らスキャンして作成した電子ファイル

上記の電子ファイルの送付方法については、電子出願または書面出願のいずれでも可能である。書面出願にあたっては、上記I)のDVD若しくはそれをコピーしたDVD、または上記II)またはIII)を保存したDVDのいずれもTIPOに認可されている。

#### C. 提出期間を徒過した場合の原状回復の請求

天災または出願人の責めに帰することのできない事由により優先権証明書を提出しないまま法定の提出期間を徒過した場合、その事由がなくなった日（例えば、優先権証明書が元の受理機関より交付された日）から30日以内、かつ優先権証明書の法定提出期間を徒過してから1年以内であれば、書面にて理由を説明し、TIPOに対し、原状回復を請求することができる。なお、原状回復の請求に必要な書類は次の通り。

##### ① 優先権証明書

原状回復を請求すると同時に提出する必要があり、提出を延期することはできない。

##### ② 「出願人の責めに帰することができない事由」を証明する書類

（例えば、元の受理機関による交付遅延の証明書類、またはその他の期間徒過の原因となった事由を裏付ける証拠資料など）

原状回復を請求すると同時に提出し、または申請により最長6か月以内に提出しなければならない。



## 9. 国際優先権主張の申告事項の訂正：

申告事項の誤記原因が以下の事情に該当する場合に限り、誤記の訂正を請求することができる。

A. 申告事項に記載された出願日、出願番号、元の受理機関が優先権証明書類に記載されているものと一致しておらず、優先権証明書類における記載と一致させる場合

## ★留意点：

- (1) 出願日および元の受理機関がいずれも誤記である場合、訂正を請求することはできない。
- (2) 優先権証明書類を補完すると同時に、誤記の原因を説明して誤記の訂正を請求することができる。
- (3) 国内優先権の申告事項（出願日および出願番号のいずれも）は、訂正することができないため、出願時に誤記のないよう、十分な注意が必要である。

B. 元の受理機関が優先権証明書類を誤って発行したことにより申告事項の記載に誤りが生じ、その後、元の受理機関が訂正済みの優先権証明書類を新たに発行した場合

## ★留意点：

この場合の訂正手続きにあたっては、誤記の原因を説明するとともに、元の受理機関による書類発行ミスの証明書類を提出しなければならない。

## 10. 国際優先権の権利回復：

出願と同時に優先権を主張しなかった、または出願時に優先権主張の申告事項の記載が不足していたことにより、優先権を主張しなかったと見なされた場合は、最先の優先日より 16 か月(意匠の場合は 10 か月)以内に、以下の手順により、優先権主張の権利回復を請求することができる。

- (1) 権利回復の請求料を納付する。
- (2) 優先権基礎出願の出願日、出願番号および元の受理機関を申告する。

(3)優先権証明書類の正本を提出する。

#### 11. 優先権の取下げ：

国際優先権主張の取下げは査定前に、国内優先権主張の取下げは先願の出願日より15か月以内に、書面にて行わなければならない。この取下げにより、最先の優先日が変わり、優先日の翌日から起算した全ての期限を徒過していないものは、変更後の最先の優先日(優先日がない場合は、出願日)の翌日から起算される。

#### ■ ソース

- ・台湾専利法
- ・台湾専利法施行規則
- ・台湾専利審査基準

第1篇第7章 優先権主張とグレースピリオド

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)